第２章

障がいのある人を

取り巻く現状と課題

# Ⅰ　岐阜市の人口と障がい者手帳等の所持者数

## 　岐阜市の人口

平成29年４月１日現在、岐阜市の人口は412,254人であり、緩やかな減少傾向にあります。

これを年齢階層別にみると、18歳未満は64,883人（15.7％）、18歳以上65歳未満は233,128人（56.5％）、65歳以上は114,243人（27.7％）です。18歳未満と18歳以上65歳未満は減少傾向にあり、65歳以上は増加傾向にあります。

##### 　人口の推移（各年４月１日現在）

418,707

416,750

415,113

414,382

412,589

412,254

資料：岐阜市住民基本台帳（平成24年のみ10月１日現在）

## 　岐阜市の障がい者手帳等の所持者数

### 　身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能に障がいのある人に対して、都道府県または指定都市、中核市より交付されます。

平成29年３月31日現在、岐阜市の身体障害者手帳所持者は16,840人であり、やや減少傾向にあります。年齢階層別にみると、18歳未満は361人（2.1％）、18歳以上65歳未満は4,062人（24.1％）、65歳以上は12,417人（73.7％）となっています。

##### 　身体障害者手帳所持者数の推移（各年３月31日現在）

17,040

17,112

17,202

17,224

17,031

16,840

資料：岐阜市障がい福祉課

平成29年３月31日現在の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が9,041人（53.7％）と最も多く、次いで、内部障がいが5,388人（32.0％）などとなっています。障がいの等級別では、重度障がい（１・２級）が8,160人と、全体の48.5％を占めています。

##### 　身体障害者手帳所持者の障がいの種類別・等級別構成（平成29年３月31日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 | 合計 |
| 視覚障がい | 409 | 314 | 86 | 63 | 131 | 57 | 1,060 |
| 38.6 | 29.6 | 8.1 | 5.9 | 12.4 | 5.4 | 100 |
| 聴覚・平衡機能障がい | 72 | 289 | 197 | 236 | 8 | 411 | 1,213 |
| 5.9 | 23.8 | 16.2 | 19.5 | 0.7 | 33.9 | 100 |
| 音声・言語・そしゃく機能障がい | 5 | 8 | 80 | 45 | - | - | 138 |
| 3.6 | 5.8 | 58.0 | 32.6 | - | - | 100 |
| 肢体不自由 | 1,854 | 2,129 | 2,216 | 1,816 | 687 | 339 | 9,041 |
| 20.5 | 23.5 | 24.5 | 20.1 | 7.6 | 3.7 | 100 |
| 内部障がい | 3,001 | 79 | 1,390 | 918 | - | - | 5,388 |
| 55.7 | 1.5 | 25.8 | 17.0 | - | - | 100 |
| 合　計 | 5,341 | 2,819 | 3,969 | 3,078 | 826 | 807 | 16,840 |
| 31.7 | 16.7 | 23.6 | 18.3 | 4.9 | 4.8 | 100 |

※上段の単位は人、下段は障がいの種類別ごとの等級別構成比（％）

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、内部障がいを除き、やや減少傾向にあります。

##### 　身体障害者手帳所持者の障がいの種類別構成の推移（各年３月31日現在）

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、１級が増加傾向にあるほかは、やや減少傾向にあります。

##### 　身体障害者手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年３月31日現在）

資料：岐阜市障がい福祉課

### 　療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

平成29年３月31日現在、岐阜市の療育手帳所持者は3,745人であり、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は1,012人（27.0％）、18歳以上65歳未満は2,368人（63.2％）、65歳以上は365人（9.7％）となっています。

##### 　療育手帳所持者数の推移（各年３月31日現在）

資料：岐阜市障がい福祉課

平成29年３月31日現在の療育手帳所持者数を等級別にみると、最重度・重度（Ａ・Ａ１・Ａ２）の障がいは1,516人で、全体の40.5％となっています。

##### 　療育手帳所持者の等級別構成（平成29年３月31日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | Ａ | Ａ１ | Ａ２ | Ｂ１ | Ｂ２ | 合計 |
| 18歳未満 | - | 143 | 186 | 192 | 491 | 1,012 |
| - | 14.1 | 18.4 | 19.0 | 48.5 | 100 |
| 18歳以上65歳未満 | 153 | 431 | 421 | 792 | 571 | 2,368 |
| 6.5 | 18.2 | 17.8 | 33.4 | 24.1 | 100 |
| 65歳以上 | 108 | 10 | 64 | 160 | 23 | 365 |
| 29.6 | 2.7 | 17.5 | 43.8 | 6.3 | 100 |
| 合　計 | 261 | 584 | 671 | 1,144 | 1,085 | 3,745 |
| 7.0 | 15.6 | 17.9 | 30.5 | 29.0 | 100 |

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比（％）

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの等級別に療育手帳所持者数の推移をみると、ＡをＡ１・Ａ２に分けた制度変更に伴うＡを除き、いずれの等級も増加傾向にあります。

##### 　療育手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年３月31日現在）

資料：岐阜市障がい福祉課

### 　精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあると認定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

平成29年３月31日現在、岐阜市の精神障害者保健福祉手帳所持者は3,427人であり、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は51人（1.5％）、18歳以上65歳未満は2,608人（76.1％）、65歳以上は768人（22.4％）となっています。

##### 　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年３月31日現在）

資料：岐阜市地域保健課

平成29年３月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別に見ると、１・２級が3,034人で、全体の88.5％となっています。

###### 　精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成（平成29年３月31日現在）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １　級 | ２　級 | ３　級 | 合　計 |
| 18歳未満 | 23 | 19 | 9 | 51 |
| 45.1 | 37.3 | 17.6 | 100 |
| 18歳以上65歳未満 | 482 | 1,781 | 345 | 2,608 |
| 18.5 | 68.3 | 13.2 | 100 |
| 65歳以上 | 376 | 353 | 39 | 768 |
| 49.0 | 46.0 | 5.1 | 100 |
| 合　計 | 881 | 2,153 | 393 | 3,427 |
| 25.7 | 62.8 | 11.5 | 100 |

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比（％）

資料：岐阜市地域保健課

障がいの等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、いずれの等級も増加傾向にあります。

###### 　精神障害者保健福祉手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年３月31日現在）

資料：岐阜市地域保健課

### 　難病患者等

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、このうち厚生労働省が指定する特定の疾病の患者に対して、医療費の助成が行われていましたが、平成27年１月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」（以下「難病法」といいます。）における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。

平成29年３月31日現在、岐阜市の特定医療費（指定難病）の受給者は2,683人であり、増加傾向にあります。

###### 　特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移（各年３月31日現在）

※平成26年12月までは特定疾患医療費の受給者証所持者数

※対象は、平成27年１月に56疾病から110疾病に、同年７月には306疾病に、平成29年４月には330疾病に拡大

資料：岐阜市地域保健課

治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病の患者に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患医療費の助成が行われていましたが、平成27年１月より、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。

平成29年３月31日現在、岐阜市の小児慢性特定疾病医療費の受給者は306人であり、ほぼ横ばい傾向にあります。

###### 　小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数の推移（各年３月31日現在）

※対象は、平成27年１月に514疾病から704疾病に、平成29年４月には722疾病に拡大

資料：岐阜市子ども支援課

### 　発達障がいのある人

発達障がいは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障がいではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障がいと呼ばれることもあります。

発達障がいのある人は、知的障がいを伴うこともあり、療育手帳を所持する人もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、手帳を取得できない人もいます。そのため、発達障がいのある人の数を正確に把握することは困難な状況でありますが、おおむね100人に１、２人と推計されています。



資料：政府広報オンライン

# Ⅱ　障がいのある人の現状とニーズ

ここでは、障がいのある人への実態調査や障がい者関係団体等との意見交換により把握した障がいのある人の現状とニーズについて示します。

###### 　実態調査の回答者の性別

n

1,337

150

128

17

492

550

238

228

250

376

93

※実態調査結果における発達障がいは、療育手帳所持者を除く精神障害者保健福祉手帳所持者と障がい者手帳等を未所持で障害児通所支援受給者証所持者を対象としたもので、必要に応じて、参考掲載しています。

###### 　実態調査の回答者の年齢

n

1,320

148

128

17

487

540

235

228

247

n

362

## 　生活の現状とニーズ

### 　現在の生活の場所

現在の生活の場所としては、おおむね９割以上の人が自宅ですが、知的障がいのある人のそれぞれ１割弱の人がグループホームと入所施設で生活しています。

###### 　現在の生活の場所

n

1,331

147

128

16

490

550

236

229

248

376

93

### 　今後の希望する生活の場所

今後の生活の場所としては、８割から９割程度の人が自宅を希望していますが、知的や精神に障がいのある人などのグループホームや入所施設の希望がやや高くなっています。

###### 　今後の希望する生活の場所

n

1,311

147

125

17

482

540

229

224

244

374

94

### 　生活支援の要否

生活支援については、必要としている人の方が比較的高く、特に、障がいのある児童は８割を超えており、視覚や知的障がいのある人なども７割を超え、精神に障がいのある人も７割弱となっています。

###### 　生活支援の要否

n

1,328

149

123

17

490

549

235

223

245

376

68

### 　主な支援者

主な支援者としては、身体に障がいのある人や指定難病患者は「配偶者」が最も高く、知的や精神に障がいのある人は「父母」が最も高くなっています。

###### 　主な支援者

n

626

97

68

10

275

187

156

133

88

240

57

### 　主な支援者の年齢

主な支援者の年齢をみると、60歳以上の人が、身体に障がいのある人の51.9％、知的障がいのある人の42.5％、精神に障がいのある人の70.7％、指定難病患者の64.3％を占めています。

###### 　主な支援者の年齢

n

572

83

57

10

257

174

141

119

87

276

60

### 　主な支援者が支援できなくなった場合の支援のあり方

主な支援者が高齢や病気などにより支援できなくなった場合には、知的障がいのある人の施設入所やグループホームの利用希望が高く、合わせて５割を超えています。

###### 　主な支援者が支援できなくなった場合の支援のあり方

n

625

95

74

9

277

187

160

135

93

297

65

### 　生活の困りごとの相談先

生活に関する困りごとの相談先としては、障がいの種類にかかわらず、家族等の割合が最も高く、次いで、友人・知人等、医療機関、相談支援専門員、市役所・保健所等となっています。

###### 　生活の困りごとの相談先（複数回答可）

（%）

（%）

### 　生活支援サービスへのニーズ

生活支援サービスへのニーズとしては、障がいの特性に合ったサービスや申請等のわかりやすい手続きへのニーズが高くなっています。また、事業所従業員の障がいに対する理解へのニーズは、障がいのある児童が比較的高くなっています。重度・重複障がいのある人の生活支援サービスへのニーズとしては、障がいの特性に合ったサービスや障がいに対する理解、サービスの提供事業所や時間・回数の充実などへのニーズが比較的高くなっています。

###### 　生活支援サービスとして必要なこと（複数回答可）

### 　通院の状況

６割から８割程度の人が月に１回から２回以上通院しており、特に内部障がいのある人の通院の頻度が高くなっています。

###### 　通院の頻度

n

1,273

146

118

15

455

539

222

217

236

367

92

###  通院での困りごと

通院については、５割から６割程度の人が特に困っていないものの、困っていることとしては、医療費や交通費の負担などがやや高くなっています。

###### 　通院での困りごと（複数回答可）

###  医療的ケアの要否（障がいのある児童）

医療的ケアについては、障がいのある児童の１割から２割程度が何らかのケアを必要としています。

###### 　医療的ケアの要否（障がいのある児童）

n

147

192

21

26

※障がいが重複している場合は、重い障がいの方で集計

※医療的ケアとは、気管内挿入、人工呼吸器、吸入、吸引、経管栄養、導尿、モニター測定など

　【障がい者関係団体等からの障がいのある人の生活に関する主な意見】

・親なき後が最も重要な課題であり、日頃から将来の生活の場などを考え、いろいろな支援サービスとのかかわりをもっておくとよい。

・日頃から適切な支援サービスにつなげていくため、情報をもっと周知する必要がある。

・適切なサービスを提供するため、事業所従業員の障がいへの理解を深める必要がある。

・親なき後に備え、グループホームやショートステイの整備が必要とされているが、進んでいないため、対策を講じる必要がある。

・入所施設やグループホームなどでの生活のほか、自宅での生活の事例もあるので、これらの事例を示し、親なき後について検討できるように促していく必要がある。

・特に意思決定が困難な人は、事前に支援体制を構築しておく必要がある。

・医療的ケアが必要な児童には、医療と福祉が連携して支援していく必要がある。

## 　就労の現状とニーズ

### 　就労の状況

福祉的就労を含め、仕事をしている障がいのある人は、聴覚等や知的障がいのある人では６割以上あるものの、肢体不自由や精神に障がいのある人などでは４割を下回っています。

###### 　就労の状況

n

1,312

146

129

16

476

545

218

215

246

### 　就労の形態

前頁の「仕事をしている」人の就労形態としては、身体に障がいのある人や指定難病患者は、一般就労（正規職（社）員、非正規職（社）員、自営等）が９割程度と高く、知的障がいのある人は、福祉的就労（就労支援等の利用）が６割程度と高くなっています。

###### 　就労の形態

n

589

73

73

7

171

265

150

62

97

### 　就労による収入

年間200万円以上の一般就労の収入がある人は、身体に障がいのある人や指定難病患者の５割程度、知的や精神障がいのある人の１割程度です（図表２－29）。一方、福祉的就労では、年間100万円未満の収入の人がほとんどです（図表２－30）。

###### 　一般就労による収入

n

496

63

60

3

129

241

55

38

92

###### 　福祉的就労による収入

n

63

8

7

3

29

16

86

25

1

### 　生活のための収入

就労による収入（賃金等）は、障害年金などとともに、生活するために必要な収入の一つになっています。

###### 　生活のための収入（複数回答可）

### 　仕事をしていない人の就労への意向

35頁の「仕事をしていない」人のうち、今後仕事をしたいという人は、１割から２割程度となっています。

###### 　就労への意向

n

610

63

38

8

260

241

42

124

132

### 　仕事をしていない人の希望する就労の形態

前頁の今後「働きたい」人の希望する就労形態としては、知的障がいのある人以外の一般就労の割合が高くなっています。

###### 　希望する就労の形態

n

100

10

6

1

38

45

7

26

15

### 　卒業後の進路希望

15歳から17歳の障がいのある児童の卒業後の進路希望は、一般就労が３割程度、福祉的就労が２割程度となっています。

###### 　卒業後の進路

n

336

70

129

53

67

### 　働くための環境づくり

障がいのある人が働くための環境としては、事業主や職場の理解と配慮、障がいの特性等にあった仕事や整った就労条件、設備などが必要とされています。

###### 　働くために必要なこと（複数回答可）

（%）

　【障がい者関係団体等からの障がいのある人の就労に関する主な意見】

・一般就労を促進、継続するためには、事業主と職場の理解が必要である。

・一般就労では、障がいのある人の職域を限定することなく、障がいのある人とない人がともに働けることも重要であり、このような雇用を市役所が率先して進めることにより、企業による雇用の促進も期待される。

・福祉的就労では、就労継続支援Ａ型の運営が見直されたため、今後の動向が懸念される。

・就労継続支援Ｂ型などでは、賃金が少ないため、製品等の購入についての啓発と市役所における優先調達を推進し、工賃の向上を図る必要がある。

## 　社会参加等の現状とニーズ

### 　外出の状況

過去１年間の外出については、８割から９割程度の人が週に１回から２回以上の頻度となっています。

###### 　外出の頻度

n

1,304

148

126

14

478

538

213

206

246

373

92

### 　外出時の困りごと

外出時には、バス等の利便性や交通費などに困っているほか、特に、身体に障がいのある人が施設や道路のバリア、知的障がいのある人が周囲とのコミュニケーションに困っているなど、障がいの種類によっても異なっています。

###### 　外出時の困りごと（複数回答可）

（%）

（%）

### 　社会活動の取組状況

過去１年間の社会活動としては、旅行や音楽・映画鑑賞、スポーツ観戦に５割程度の人が取り組んでいるものの、スポーツ活動や文化芸術活動、学習活動に取り組む人は、障がいのある児童を除き、１割から２割程度となっています。

###### 　過去１年間の社会活動の取組状況（複数回答可）

### 　社会活動に参加するための環境づくり

障がいのある人が社会活動に参加するための環境としては、参加しやすさへの配慮が最も高くなっています。

###### 　社会活動に参加するために必要なこと（複数回答可）

### 　就学の状況

障がいのある児童の就学の状況としては、小学校・小学部では、障がいのある児童と一緒に勉強しながら、障がいのない児童とも勉強する「特別支援学級」（高等学校・高等部は除く）の割合が最も高いものの、進学するにつれて、障がいのある児童と一緒に勉強する「特別支援学校」の割合が高くなっています（図表２－40）。

就学の希望としても、中学生ぐらいまでは、「障がいのある子と一緒に勉強しながら、障がいのない子とも勉強したい」割合が最も高く、高校生ぐらいになると、「障がいのある子と一緒に勉強したい」割合が高くなっています（図表２－41）。

###### 　就学形態

n

144

57

54

###### 　希望する就学形態

n

343

71

133

52

67

### 　近所つきあいの状況

近所とのかかわりがほとんどない人は、身体に障がいのある人や指定難病患者、障がいのある児童の１割から２割程度、知的や精神に障がいのある人の３割から４割程度となっています。

###### 　近所とのかかわり

n

1,204

142

114

14

435

499

214

205

225

364

90

### 　近所つきあいでの困りごと

近所とのかかわりにおいては、つきあいのある人が少ないことに困っているほか、特に知的や精神に障がいのある人、障がいのある児童はコミュニケーションや障がいについて理解してもらうことに困っています。

###### 　近所つきあいでの困りごと（複数回答可）

### 　災害時の困りごと

災害時の困りごととしては、避難所での生活や医療・薬、トイレなどに不安を抱えているほか、避難時の支援や福祉避難所の確保などについて知的障がいのある人や障がいのある児童が、また、情報の入手について視覚（49.0％、n=147）や聴覚等（66.4％、n=116）障がいのある人が比較的不安を抱えています。

###### 　災害時の困りごと（複数回答可）

（%）

（%）

### 　視覚・聴覚等障がいのある人の情報入手

視覚障がいのある人の文字情報の入手手段としては、朗読支援や墨字（ルーペを使用する場合も含みます。）が４割程度と最も高く、次いで、点字、拡大文字などとなっています（図表２－45）。

聴覚等障がいのある人のコミュニケーションによる情報の入手手段としては、補聴器や人工内耳等が最も高く、次いで、筆談、口話・読話、手話、要約筆記となっています（図表２－46）。

###### 　視覚障がいのある人の文字情報の入手手段（複数回答可）

n=138

###### 　聴覚等障がいのある人のコミュニケーションによる情報の入手手段（複数回答可）

n=123

###  差別や偏見

障がいがあるために差別や偏見を感じたことがある人は、視覚や知的、精神、発達障がいのある人で３割を超え、障がいのある児童では４割に及ぶなど、障がいの種類によって異なっています。

###### 　障がいへの差別や偏見

n

1,193

137

99

13

436

508

197

201

209

362

89

　差別や偏見の事例

差別や偏見を感じた事例として、次のような記述がありました。

・本人にたずねるべきなのに、同行の家族やヘルパーにたずねる。（視覚障がい）

・会社の飲み会に誘われない。（聴覚障がい）

・車いすで通路を移動していると、邪魔者のように見られる。（肢体不自由）

・できる仕事があっても、「体が悪いからやらなくてよい」と言われる。（肢体不自由）

・ストーマを使用しているためにトイレが長くなり、変な目で見られる。（内部障がい）

・気の毒などと言われたり、怖いものを見るかのような表情をされる。（知的障がい）

・職場で物がなくなると、犯人扱いされる。（知的障がい）

・犯罪などを起こすのではと誤解される。（精神障がい）

・親のしつけが悪いとか、わがままだとか言われる。（障がい児）

・最初から、できないと決めつけられる。（障がい児）

###  理解や配慮

障がいについての理解や配慮があり、よかったと感じたことがある人は、障がいのある児童が４割に及んでいるほかは、２割から３割程度となっています。

###### 　障がいについての理解や配慮

n

1,147

129

97

12

420

489

186

195

203

352

88

　理解や配慮の事例

理解や配慮を感じた事例として、次のような記述がありました。

・駅の人込みの中で声をかけてもらい、改札まで案内してもらえた。（視覚障がい）

・会社の上司に話し合ってもらい、製造のチェック時がわかるようにパトライトランプを設置してもらえた。（聴覚障がい）

・出入口などで、ドアを開けてもらえるなど、お願いしなくても助けてもらえた。（肢体不自由）

・スーパーなどで車いすで買い物をしていたら、他の客に商品を取ってもらえた。（肢体不自由）

・会社でみんなと同じように仕事をさせてもらっている。（肢体不自由）

・通院の際に気軽に休暇を取れるよう配慮してもらっている。（内部障がい）

・職場での困ったことなどを理解してもらい、説明してもらっている。（知的障がい）

・近所の人にあいさつや声かけをしてもらっている。（精神障がい）

・学校で、友達に自然に助けてもらい、先生にも常に気にかけてもらえる。（障がい児）

・あらかじめ周りの人に理解を求めて話し合っていたため、できなくてあたり前で、できたらみんなにほめてもらえた。（障がい児）

岐阜市民すべてを対象に毎年度実施している市民意識調査の結果によると、障がいのある人への理解や配慮は、意識している人がほとんどである一方、その３分の１程度の人が、どのように理解や配慮をすればよいかわからないようです。

###### 　障がいのある人への理解や配慮の意識

n

1,929

※市民意識調査は、平成28年11月に岐阜市民5,100人を対象（回収率42.5％）に実施

【障がい者関係団体等からの障がいのある人の社会参加に関する主な意見】

・障害者差別解消法が施行されたが、合理的な解決（配慮）を促すのではなく、対話による解決（配慮）を促す必要がある。

・適切な配慮につなげるためには、障がいについての理解が最も重要で、人々の意識を変えていくような啓発を行う必要がある。

・特に、外見からはわかりづらい障がいについての啓発は課題であり、ハート・プラスマークや車いすマークなど障がい者に関するマークを通じた啓発も必要である。

・聴覚障がいのある人にとっての手話は言語であるので、協働して啓発に取り組んでいきたい。

・啓発を進めていくには、子どものころから一緒に学ぶ環境が重要であることから、教育と福祉などが連携し、インクルーシブ教育を進めていく必要がある。

・災害時なども考慮すると、学校のほか、より身近な地域から啓発を進めていく必要があり、あわせて配慮の好事例を示していくことで、より一層の効果が期待できる。

・東京オリンピック・パラリンピックに向け、障がい者スポーツの普及に合わせて、障がいについての理解啓発に取り組むとよい。

・移動に支障がある人でも、気軽にひとりで外出できるようなバリアフリー環境になるとよい。

## 　総　括

### 　現在の生活への満足感

現在の生活について、「満足している」が２割から３割程度あり、いずれの障がいも「満足していない」を上回っています。なお、「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせると６割から７割程度に及んでいます。

###### 　現在の生活への満足感

n

1,308

150

121

16

483

538

222

220

247

360

88

### 　暮らしへのニーズ

暮らしやすくなるためのニーズとしては、障がいについての周囲の理解や障がいのある人が働ける企業の充実、経済的支援の充実、わかりやすい制度の紹介、いつでも相談できる窓口の開設などへのニーズが比較的高くなっています。また、重度・重複障がいのある人が暮らしやすくなるためのニーズとしても、障がいについての周囲の理解へのニーズが比較的高いほか、交通機関の利便性の向上へのニーズが比較的高くなっています。

###### 　暮らしやすくするために必要なこと（複数回答可）